

UIJターン費用助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、UIJターン就職希望者の就職を円滑に推進し、もって熊本県内の企業の人材確保及び定住促進に資するため、公益財団法人熊本県雇用環境整備協会（以下「協会」という。）が、予算の範囲内において、事業主又は当該事業主が雇い入れた者（以下「UIJターン就職者」という。）が負担した移転に要する費用の一部を助成することについて必要な事項を定め、その適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「UIJターン就職希望者」とは、熊本県外に居住する者で、「熊本県UIJターン就職支援センター」又は熊本県が運用する「熊本仕事いねっと」を利用して、熊本県内の事業所に移転就職しようとする者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 新規学校卒業者（高校生、大学生等）
- (2) 熊本県以外の九州6県に居住する者

(助成の対象者)

第3条 UIJターン費用助成金（以下「助成金」という。）の助成対象者は、前条に定めるUIJターン就職希望者を雇い入れ、6ヶ月が経過した熊本県内の事業主であって、UIJターン就職者の移転に要する費用の全部又は一部を負担した次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 労働保険、厚生年金及び健康保険の適用事業所であって、所要の保険関係手続を完了していること。
 - (2) 国及び法人税法別表第一から別表第三に掲げる法人以外であること。
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者又は風俗関連営業者以外であること。
 - (4) 就業規則又は労働協約等により、雇用する労働者の定年がない、又は定年後再雇用する等により厚生年金（全額）受給開始時まで継続して雇用する制度があり、かつ退職金制度を有していること。（これら制度の創設が、役員会等において予定されているものを含む。）
 - (5) 熊本県内の事業所において行われる事業にUIJターン就職者を雇用期間の定めなく従事させること。
- 2 UIJターン就職者を雇い入れた事業主が移転に要する費用の全部又は一部を負担しない場合においては、当該UIJターン就職者を助成対象者とする。

(助成の対象経費)

第4条 助成の支給対象となる経費は、次の各号のとおりとする。

- (1) 助成の対象者が前条第1項で定める事業主の場合
UIJターン就職者（住民票の同一世帯を含む。）の移転のため、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び運送料として、事業主が規定に基づき支払った費用
- (2) 助成の対象者が前条第2項で定めるUIJターン就職者の場合

当該UIJターン就職者自身（住民票の同一世帯を含む）の移転のため、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、運送料として支払った費用

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、別表のとおりとする。ただし、移転に要する費用として支払った額（前条の経費に限る。）が、同表に定める額に満たない場合は、当該支払った額とする。

2 前条1号で、事業主が規定に基づき支払った費用を超えて、UIJターン就職者が移転費用を負担していた場合は、前項別表に定める助成額の範囲内において、当該超過した費用も助成金の対象とする。

（申請手続）

第6条 助成金の支給を受けようとする事業主及びUIJターン就職者（以下「申請者」という。）は、この要綱に規定する事項を了解した上で、助成金支給申請書（様式第1号または1号-2）を協会に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 第3条第1号及び同条第3号の事実を証明する書類
- (2) 採用通知書
- (3) 申請者が支払った移転費等の支払証拠書類
- (4) 「熊本県UIJターン就職支援センター」または「熊本仕事いっねっと」登録証明書（様式第2号または様式第3号）
- (5) 住民票（同一世帯全員が記載されたもの）
- (6) その他理事長が必要と認める書類

3 前条2項に該当する場合は、事業主及びUIJターン就職者両方からの申請を受けることができる。

（申請書提出期間）

第7条 前条の申請書類は、UIJターン就職日から6ヶ月が経過した日より3ヶ月以内に提出しなければならない。

（調査等）

第8条 協会が前条に規定する申請書を受理したときは、申請者の協力を得て、必要に応じて調査を行うこととする。

（助成金の支給決定）

第9条 協会は、第6条に規定する申請書を受理したときは、受給資格の有無を審査し、受給資格を有するものと認定した場合は、申請者に対して支給決定の通知（様式第4号）を行い、支給の対象とならない場合は不支給の通知（様式第5号）を行うものとする。

（助成金の支給）

第10条 協会は、前条の支給決定を行った場合は、速やかに申請者に対して助成金を支給するものとする。

(并給禁止)

第11条 協会は、申請者が、UIJターン就職者の移転費用として、国・地方公共団体その他の団体等から助成を受けた場合または助成を受けることが明らかでない場合は、助成金は支給しないものとする。

(助成金の返還)

第12条 協会は、申請者が虚偽その他不正の手段により助成金の支給を受けた場合には、支給した助成金の全額を当該申請者に返還させるものとする。

(個人情報の取り扱い)

第13条 協会は、申請者からの申請に関して、公益財団法人熊本県雇用環境整備協会個人情報保護要項に基づき適切に管理するものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

別表（第5条関係）

世帯構成 (住民票の同一世帯者)	東日本圏 及び沖縄県	中部圏	近畿圏	中国・四国圏
単身	15万円	14万円	13万円	12万円
本人及び未成年者1人	20万円	19万円	17万円	16万円
本人及び成人1人以上 又は 本人及び未成年者2人以上	30万円	28万円	26万円	24万円

- (注) 1 東日本圏は、東北・北海道地方、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県及び山梨県とする。
- 2 中部圏は、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県とする。
- 3 近畿圏は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県とする。
- 4 中国・四国圏は、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県とする。

附 則

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。